5　モンゴル国政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　モンゴル国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　モンゴル国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してモンゴル国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　モンゴル国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

9　モンゴル国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をモンゴル国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のモンゴル国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年三月十二日に東京で

モンゴル国駐在

日本国特命全権大使　清水武則

日本国特命全権大使　清水武則閣下

モンゴル国大蔵大臣

ダムディン・ハヤンヒャルワー閣下

（モンゴル側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をモンゴル国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のモンゴル国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年三月十二日に東京で

モンゴル国大蔵大臣

ダムディン・ハヤンヒャルワー

モンゴル国駐在

日本国特命全権大使　清水武則閣下

○厚生労働省告示第五百五十三号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第六条の三第四項の規定に基づき、平成五年厚生省告示第二百三十八号（医療法第四条の二第一項の規定に基づき特定機能病院と称することを承認した件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月一日

厚生労働大臣　三井　辨雄

表がん研究会有明病院の項の次に次のように加える。

独立行政法人国立国際医療研究センター病院	東京都新宿区戸山一丁目二十一番一号	平成二十四年十月四日	平成二十四年十一月二日

○厚生労働省告示第五百五十四号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月一日

厚生労働大臣　三井　辨雄

第二第五十二号ロを次のように改める。

ロ　施設基準

(1)　保険医療機関が自らその全部を実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

①　主として実施する医師に係る基準

(イ)　専ら消化器内科又は肝臓内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(ロ)　肝臓専門医又は臨床遺伝専門医であること。

(ハ)　当該療養について一年以上の経験を有すること。

(ニ)　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

②　保険医療機関に係る基準

(イ)　消化器内科又は肝臓内科を標榜（ぼう）していること。

(ロ)　薬剤師又は臨床検査技師が配置されていること。

(ハ)　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(ニ)　医療機器保守管理体制が整備されていること。

(ホ)　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

(ヘ)　医療安全管理委員会が設置されていること。

(ト)　遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。

(チ)　遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。

(リ)　当該療養について症例を実施していること。

(2)　保険医療機関が他の保険医療機関に対して検体の採取以外の業務を委託して実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

①　主として実施する医師に係る基準

(イ)　専ら消化器内科又は肝臓内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(ロ)　肝臓専門医又は臨床遺伝専門医であること。

②　保険医療機関に係る基準

(イ)　消化器内科又は肝臓内科を標榜（ぼう）していること。

(ロ)　消化器内科又は肝臓内科医が配置されていること。

(ハ)　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

(ニ)　遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。

(ホ)　遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。

(3)　(2)に規定する保険医療機関から検体の採取以外の業務を受託する保険医療機関の施設基準

①　(1)に規定する施設基準に適合している旨を地方厚生局長等に届け出ている保険医療機関であること。

②　当該保険医療機関が受託して行った検査の結果について、当該保険医療機関に業務を委託した保険医療機関に対して、臨床的な意義等適切な医学的解釈その他の必要な事項を報告すること。

第二第六十五号イ中「もの」の下に「（原発性副甲状腺機能亢（こう）進症（ＰＨＰＴ）（多腺性でないものにあっては、四十歳以下の患者に係るものに限る。）又は多発性内分泌腫瘍症1型（ＭＥＮ1）に係る内分泌腫瘍症（当該患者の家族に多発性内分泌腫瘍症1型（ＭＥＮ1）に係る内分泌腫瘍を発症した者がある場合又は多発性内分泌腫瘍症1型（ＭＥＮ1）に係る内分泌腫瘍を複数発症している場合に限る。）」を加える。

第三に次の二号を加える。

四十二　コレステロール塞栓症に対する血液浄化療法　コレステロール塞栓症

四十三　慢性心不全に対する和温療法　慢性心不全